

難病患者等の喀痰吸引等にかかる

第3号(実地)研修指導経費助成金のご案内

難病患者等の中には頻回の痰吸引等の医療処置をご家族が担う事例があり、ご家族は不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、明石市では、医療的ケアのできる介護職員の育成を支援するために、喀痰吸引等研修のうち第3号(実地)研修の指導に要した経費を、指導看護師又はその所属する法人に助成する制度を開始しました。

1 助成の内容

対象
経費

明石市民の指定難病患者・小児慢性特定疾病児等 に対して喀痰吸引等を行う介護職員への第3号(実地)研修指導経費。

助成
金額

指導により修了した介護職員の人数1名につき **10,000円**

※ 指導回数や所要時間等に関わらず一律です。

2 助成金交付の対象者

以下をすべて満たす看護師 又は 所属する法人

- 第3号(実地)研修の指導を行った介護職員が明石市民の指定難病患者又は小児慢性特定疾病児等に対して喀痰吸引等を行うこと。
- 研修を受講する 介護職員が所属する法人とは別の法人・グループ であること。
- 指導を行った者が指導者講習会を受講し、研修講師履歴等で管理されていること。
- 国やほかの自治体などから類似の助成を受けていないこと。その予定もないこと。

あかし保健所 相談支援課

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

☎ : 078-918-5669 FAX : 078-918-5440

3

助成金交付までの流れ

1 第3号（実地）研修の指導を行う

2 実地研修修了証を交付する

3 実地研修修了日から**6か月以内**に
あかし保健所に助成金交付申請を行う

4 審査結果通知

5 助成金の交付（銀行口座へ振込）

必要書類は6点です。

- ☐1 明石市難病患者喀痰吸引第3号研修（実地研修）指導経費
助成金交付申請書兼請求書
- ☐2 実地研修修了証等（実地研修の指導を受けた介護職員等が、
明石市民である難病患者等の喀痰吸引を行うことを証明する書類）
- ☐3 実地研修の指導を行った職員との雇用契約書写し【申請者が法人の場合のみ】
（※所属職員であることを証明する書類）
- ☐4 研修を受講した介護職員等の雇用契約書写し等
（※研修受講者が別の法人・グループに所属していることがわかるもの）
- ☐5 喀痰吸引等を受ける難病患者の「個人情報の確認に関する同意書」
- ☐6 債権者登録申請書【明石市への登録がない場合のみ】

1、5、6の様式は、明石市のホームページ上と、
あかし保健所3階の相談支援課窓口にて用意しております。

